別紙２

【対象経費】

項目	内容	備考
賃金	本事業に伴い臨時的に従事する日々雇用者に対する賃金	単価上限は１時間あたり１，５００円、１日あたり１万円 賃金の上限は対象経費の１０分の１以内
報償費	研修会、勉強会、調査活動等に外部から講師として専門家を招く際の謝金等	応援塾応募団体の既存構成員及び新規構成員への謝金は対象外
旅費	本事業の実施に係る交通費や宿泊費	単価上限は公共交通機関の利用の実費相当額 自家用車を利用の場合は、京都府旅費条例に基づく額（ガソリン代）を上限とする
消耗品	用紙・封筒・文具、材料、図書、作業用具類等の購入経費（単価５万円未満のもの）	
光熱水費	本事業の実施に係る電気・ガス・水道使用料金等	
通信運搬費	郵便料金等	
印刷製本費	チラシ等の作成経費	
広告料、原稿料	新聞、雑誌、ラジオ等による活動の宣伝、啓発活動に要する経費	広告料、原稿料の上限は、対象経費の２分の１まで
手数料	振込手数料	
保険料	イベント保険料、運送保険料	
使用料及び賃借料	会場使用料、作業機械・機材借り上げ料等	
その他、知事が必要と認める場合		

※以下の経費は対象外
・委託料
・人件費（本事業の実施に係る申請事業者の代表者及び構成員（既存、新規とも）等の人件費）
・申請事業者・団体の運営に係る経常的経費（一般管理費を含む。）
・個人給付的な経費（上記の賃金及び報償費を除く。）
・食糧費（例：外部講師用や会議等参加者の弁当、菓子、お茶・水類等の飲食代）
・備品購入費
・申請事業者の代表者及び構成員（既存・新規とも）に支払う使用料及び賃借料

※構成員（既存・新規とも）から参加費等を徴収することはできない。ただし、イベント等で参加者に飲食を提供した場合等の実費相当額をイベント参加費として徴収することは可。